

宇和島海上保安部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された場合、港内の船舶に対して、この『船舶対応表』を基準に注意喚起することとしています。 別表 3

なお、宇和島管内で対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。

船舶対応一覧表(南海トラフ地震臨時情報)

区分	発表の基準	発表の時期	全ての船舶
			・気象庁から南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、今後の気象庁の発表に留意する。
(注意喚起) 南海トラフ地震臨時情報注意	気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された場合	気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された時点をもって発せられたものとする	・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に関する情報収集に努める。 ・後発の地震による津波警報等が発表された場合、直ちに避難等が実施出来るよう、情報伝達、支援体制、避難先海域等を確認する。